

第三次
昭島市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
—市職員によるエコ・アクションプラン—

平成 25 年 3 月

昭 島 市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化の現状.....	3
(1)地球温暖化とは.....	3
(2)地球温暖化の影響.....	3
(3)地球温暖化に対する世界の情勢.....	4
2 国や東京都の動向.....	5
(1)国の動向.....	5
(2)国の温室効果ガス排出量について.....	6
(3)国の再生可能エネルギーの動向.....	7
(4)東京都の動向.....	9
(5)東京都の再生可能エネルギーの動向.....	9
3 市の取組及び現状.....	10
(1)市の事務・事業及び市域全体における地球温暖化対策.....	10
(2)市域全体における温室効果ガス排出量.....	11
(3)市の事務・事業における地球温暖化対策.....	12
(4)市の再生可能エネルギーについての取組.....	12
(5)市の事務・事業における温室効果ガス排出量.....	13
(6)法令等、本市を取り巻く周囲の状況の変化.....	15
第2章 計画の基本的事項及び目標	17
1 計画の目的.....	19
2 計画の位置づけ.....	19
3 計画の期間.....	20
4 計画の対象物質.....	20
5 計画の範囲.....	21
6 温室効果ガス排出量の算定方法.....	21
(1)各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式.....	22
(2)地球温暖化係数.....	23
7 温室効果ガスの排出削減量に関する目標.....	24
(1)目標値設定の考え方.....	24
(2)削減目標値.....	24
(3)実績値の算定における前計画との違い.....	25

第3章 率先行動計画	27
1 温室効果ガス排出抑制のための取組事項体系	29
2 温室効果ガス排出抑制のための具体的な取組事項	30
(1)電気使用量の削減	30
(2)燃料使用量の削減	31
(3)紙使用量の削減	32
(4)水使用量の削減	32
(5)廃棄物排出量の削減	33
(6)グリーン購入等の推進	33
(7)緑化の推進	33
第4章 推進体制	35
1 推進体制	37
(1)庁内推進総括者・庁内推進責任者	38
(2)庁内推進実行チーム長・庁内推進員・庁内推進担当	38
(3)庁内推進本部・庁内推進委員会	38
(4)内部監査チーム	38
(5)プロジェクトチーム	38
(6)庁内推進事務局	38
2 運用管理	40
3 職員の意識啓発等	43
(1)情報の提供・啓発	43
(2)教育・研修	43
4 計画の点検・評価・是正処置	43
5 公表	43
参考資料	45
1 用語解説	47
2 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	51
3 前計画と本計画との関係	54
4 昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱	55
5 昭島市地球温暖化対策実行計画の改定までの経過	58
(1)プロジェクトチーム検討会開催経過	58
(2)昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会及び本部の開催経過	58
(3)庁内パブリックコメントの結果	59
(4)環境審議会からの意見	61
(5)プロジェクトチームリスト	62

第1章

計画策定の背景

1 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化とは

地球に届く太陽光は、反射や輻射熱で宇宙に放出されますが、そのうちの一部が地球を取り巻くガス層（温室効果ガス※）に吸収され、そのバランスによって地球は安定した気温を維持しています。しかし、18 世紀後半の産業革命以降は、技術の急速な発展により、石油や石炭等の化石燃料を膨大に消費するようになりました。これにより大気中の温室効果ガスが増加して、宇宙に熱が逃げにくくなり、地球の温暖化が進みつつあります。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が、平成 19（2007）年に取りまとめた第4次評価報告書によると、全球平均地上気温※は20 世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm 上昇するなど、人為的な影響による地球温暖化は疑う余地がないと結論づけています。



後退したヒマラヤの氷河（左 1978 年、右 2008 年）
全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより引用

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化による異常気象を伴う気候変動、自然生態系への影響、ひいては農業生産や水資源、海洋・沿岸区域への影響などが世界各地で報告されています。

世界各地での観測例としては、氷河の縮小や動物生息域の移動、一部の動植物数の減少等が挙げられており、今後地球温暖化は、生態系が適応できるより速く、危険とみなされる速度で進行するおそれがあるとされています。

日本でも過去 100 年間で平均気温が約 1 度上昇していますが、実際、都市部では都市化の影響でその 2 倍以上上昇しています。自然環境への影響でも、オホーツク海の流氷の減少や海水温の上昇によるサンゴ礁の白化現象、異常多雨、熱帯夜の増加などが各地で起こっています。

今後予測される地球温暖化がもたらす影響も、世界各地、多方面にわたります。農業・食糧供給への影響や、水資源への影響、海面上昇により、海洋・沿岸部に住む 7,500 万から 2 億人が移住を余儀なくされるおそれがあり、異常多雨・降雨強度の増大による洪水や地滑りなどは、現に日本でも起こっています。

また、気候の変化は、夏期の気温の上昇による熱中症の増加だけではなく、マラリアなど伝染病を媒介する生物の生息環境が拡大する可能性にもつながり、人間の健康にも影響を与えます。

他にも、夏の気温の上昇などによるエネルギー使用量の増大などは、経済環境にも影響を与えられと考えられます。



Photo credit: Aki Soeda
バングラディシュ洪水の後
全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより引用

(3) 地球温暖化に対する世界の情勢

こうした状況を受け、平成 4（1992）年に国連総会において「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」を究極的な目的とした、気候変動に関する国際連合枠組条約*（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）*において、日本を含む 155 カ国が署名を行い、地球温暖化問題に対する世界的な取組が進められることとなりました。

また、平成 9（1997）年には京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議*（COP 3）において京都議定書*が採択されました。京都議定書では、地球温暖化問題に向けた具体的な対策として、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年までの間に、温室効果ガス排出量を先進国・経済移行国の全体で、平成 2（1990）年から 5 %以上削減する目標を定めています。

2 国や東京都の動向

(1) 国の動向

国は京都議定書の採択を受けて、平成 10（1998）年には地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしています。

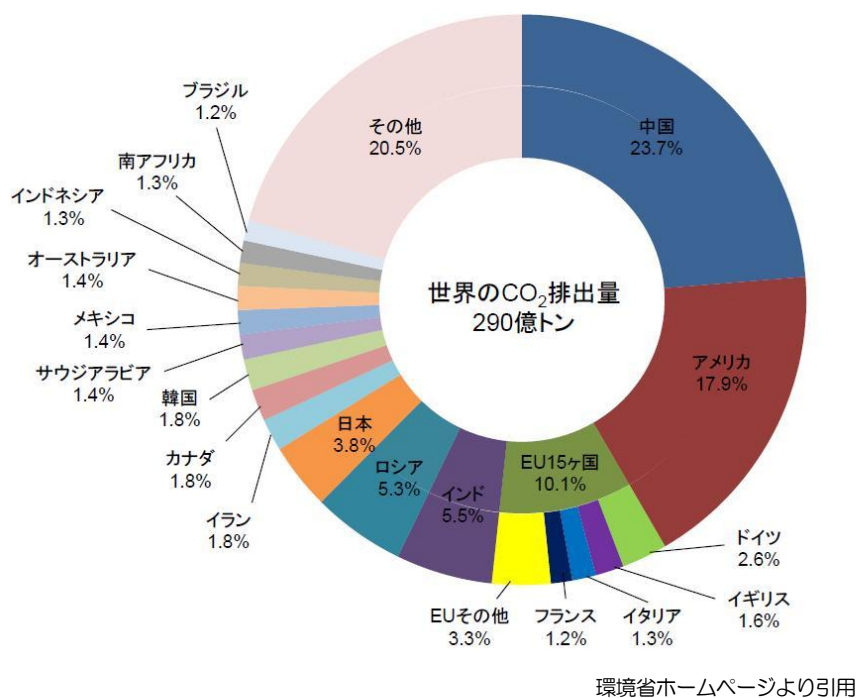
また、同法に基づき、平成 17（2005）年には、京都議定書の日本の目標である温室効果ガスの基準年比 6 %削減を達成するために、京都議定書目標達成計画が策定され、具体的な取組を定めました。

平成 20（2008）年には計画の全面的な改定が行われ、温室効果ガスの削減だけではなく、森林等による二酸化炭素吸収なども含め、目標の達成を目指すことになりました。

平成 21（2009）年には鳩山ビジョンで、平成 32（2020）年度までに温室効果ガスを、平成 2（1990）年度比で 25%削減するという中期目標が示されました。これにより平成 22（2010）年に政府は、温室効果ガスを平成 32（2020）年度までに 25%削減する目標を発表し「チャレンジ 25」の取組を推進しています。

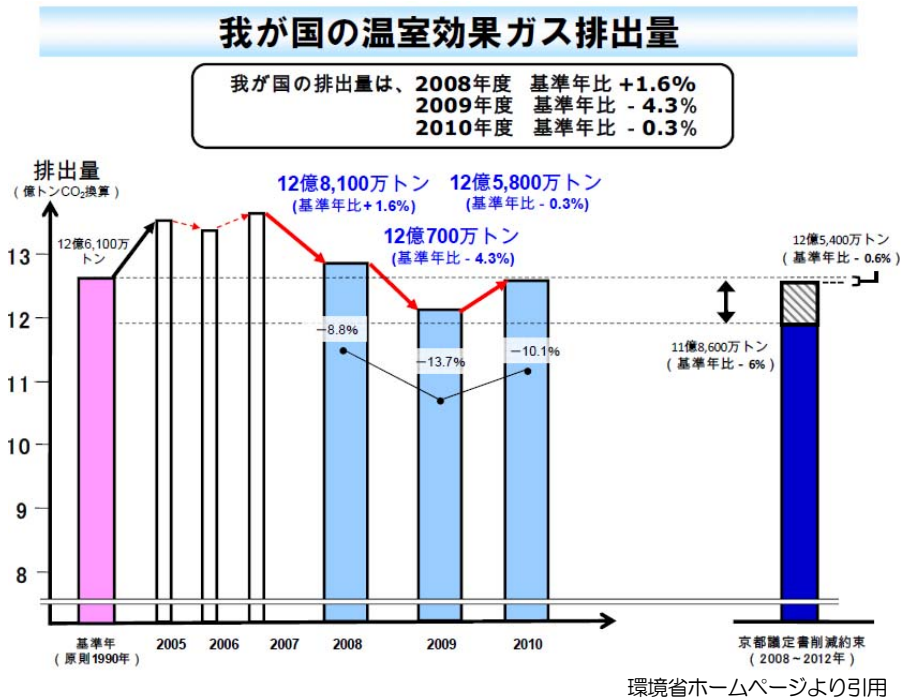
なお、現状の京都議定書は、現在の温室効果ガス排出量世界 1 位の中国に削減義務がなく、2 位のアメリカが不参加のため削減の実効性に乏しく、日本は平成 23（2011）年の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）で、世界の主要排出国すべてが入る新たな削減枠組みが必要だとして延長に同意しませんでした。

◆世界のエネルギー起源 CO₂排出量（2009 年）



(2) 国の温室効果ガス排出量について

国の温室効果ガスの排出量は、以下のグラフのとおりです。年によって排出量に増減が見られます。例えば、平成 21 (2009) 年度から平成 22 (2010) 年度までに増加した要因は、リーマンショック後の景気回復の中で、産業部門からの排出量の増加と、猛暑厳冬により電力消費が増加したなど、経済活動や気象条件などの要因に影響を受けたとされています。



平成 22 (2010) 年度の日本の温室効果ガス排出量は、12 億 5,800 万トンであり、エネルギー起源の二酸化炭素*がその 89.3%と 9 割近くを占めています。

◆日本の温室効果ガスの種類別排出量

	京都議定書の 基準年[シェア]	2009 年度 (基準年度比)	前年度からの 変化率	2010 年度 (基準年度比) [シェア]
合計	1,261 [100%]	1,207 (-4.3%)	→ <+4.2%> →	1,258 (-0.3%) [100%]
二酸化炭素 (CO ₂)	1,144 [90.7%]	1,142 (-0.2%)	→ <+4.4%> →	1,192 (+4.2%) [94.8%]
エネルギー起源	1,059 [84.0%]	1,075 (+1.5%)	→ <+4.5%> →	1,123 (+6.1%) [89.3%]
非エネルギー起源	85.1 [6.7%]	67.0 (-21.2%)	→ <+2.3%> →	68.6 (-19.4%) [5.5%]
メタン (CH ₄)	33.4 [2.6%]	20.9 (-37.5%)	→ <-2.1%> →	20.4 (-38.8%) [1.6%]
一酸化二窒素 (N ₂ O)	32.6 [2.6%]	22.6 (-30.8%)	→ <-2.2%> →	22.1 (-32.4%) [1.8%]
代替フロン等 3 ガス	51.2 [4.1%]	21.7 (-57.7%)	→ <+8.5%> →	23.5 (-54.0%) [1.9%]
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC ₂)	20.2 [1.6%]	16.6 (-18.1%)	→ <+10.3%> →	18.3 (-9.7%) [1.5%]
パーフルオロカーボン類 (PFC ₂)	14.0 [1.1%]	3.3 (-76.7%)	→ <+4.2%> →	3.4 (-75.8%) [0.3%]
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	16.9 [1.3%]	1.9 (-89.1%)	→ <+0.6%> →	1.9 (-89.0%) [0.1%]

(単位: 百万tCO₂換算)

環境省ホームページより引用

温室効果ガスの削減のためには、日本の排出量全体の約 90%を占めるエネルギー起源の二酸化炭素の削減が重要です。

国のエネルギー政策では、平成 22（2010）年に新たなエネルギー基本計画を策定し、平成 32（2020）年に電源構成の 50%以上を原子力と再生可能エネルギーとすることを目標としていました。

しかし、平成 23 年 3 月に東日本大震災があり、原子力発電所が深刻な被害を受け、放射性物質が外部へと放出される事態となり、全国の原子力発電所は、安全性が確認できるまで再稼働はされないことになりました。

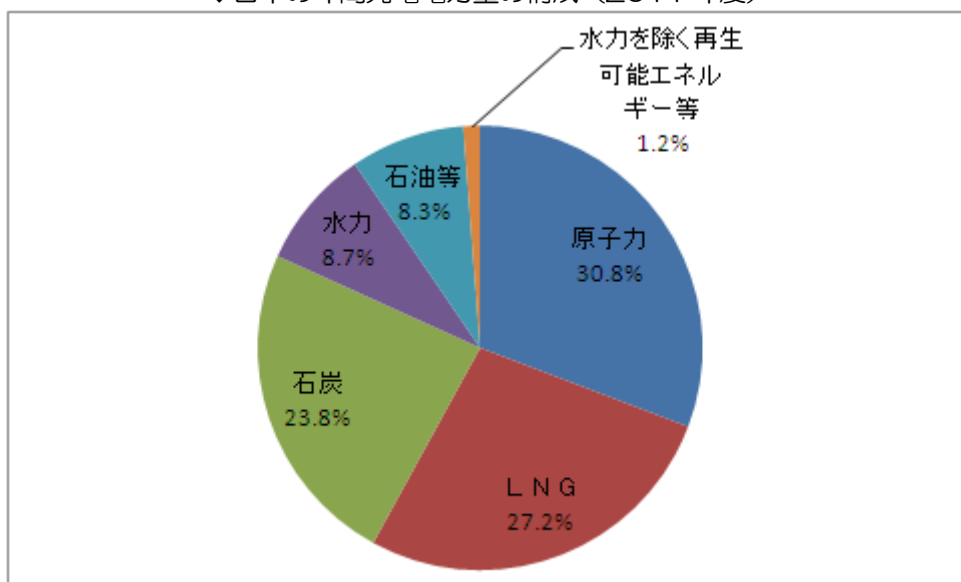
このためエネルギー基本計画は白紙になり、再生可能エネルギーの導入の必要性が更に高まってきています。

(3) 国の再生可能エネルギーの動向

日本では平成 20（2008）年に福田ビジョンが発表され、平成 62（2050）年までに電力の半分以上を再生可能エネルギーと原子力で供給する目標が示されました。特に太陽光発電の導入量を 40 倍に引き上げ、加えて地方におけるバイオマスエネルギーの開発を促進するなどの内容となっています。

平成 23（2011）年度の日本の電源構成は下の図のとおりで、発電電力量に占める再生可能エネルギー等の割合は約 10%であり、そのうち約 9%はダムなどによる大規模水力となっており、太陽光などの再生可能エネルギーは約 1%に過ぎません。

◆日本の年間発電電力量の構成（2011 年度）



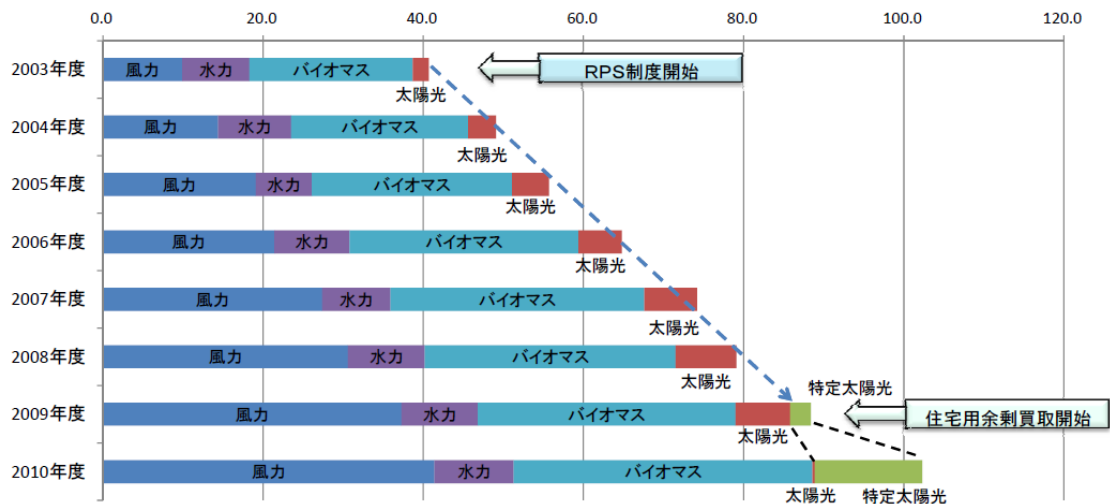
「再生可能エネルギー等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。

経済産業省データより引用

東日本大震災の影響もあり、政府は平成 24（2012）年 7 月施行の、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（再エネ法）により、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を開始しました。

これは、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、大規模水力を除く水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づけるもので、この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図ると共に、コストダウンや技術開発によって、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指すとしています。

◆再生可能エネルギー等発電量（電力会社による調達量）の経年変化（億 kWh）



RPS 制度：新エネルギー等から発電された電気の一定量以上の利用を電気事業者に義務付ける制度

住宅用余剰電力買取制度：太陽光発電からの余剰電力を一定の価格で買い取ることを電気事業者に義務づける制度
（対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出）

経済産業省ホームページより引用

また、政府は平成 24（2012）年 8 月に、再生可能エネルギーの利用を飛躍的に向上させる新戦略を発表しました。

この戦略ではこれまで注目度が低かった洋上風力、地熱、バイオマス、海洋エネルギー（波力、潮力）の 4 つに焦点を当てています。

これら 4 つの再生可能エネルギーの発電能力の目標を合計すると、平成 42（2030）年に 1,941 万 kW になり、平成 22（2010）年度の発電能力の約 6 倍に拡大することになります。

(4) 東京都の動向

平成20（2008）年に策定した東京都環境基本計画では、平成32（2020）年度までに平成12（2000）年度比で、温室効果ガスを25%削減する目標を掲げています。

また、同年に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号。以下「東京都環境確保条例」という。）を改定し、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入や、中小規模事業所の地球温暖化対策報告書制度の創設などの対策を行っています。

(5) 東京都の再生可能エネルギーの動向

東京都では、都民や事業者を含めて本格的に再生可能エネルギーを拡大するため、平成 18（2006）年に東京都再生可能エネルギー戦略を策定しました。これにより平成 32（2020）年度までに、東京のエネルギー消費に占める、再生可能エネルギーの割合を 20%程度に高めることとなりました。この目標を達成するため、本格的な利用拡大のしくみづくりとプロジェクトを推進しています。中でも太陽光発電の普及が特に進んでおり、平成 16（2004）年から 6 年間で設備容量が約 5 倍に拡大しています。

また、太陽エネルギーの利用拡大として、平成 23 年度より「熱は熱で」という考えのもと、給湯や暖房など比較的低温で利用される熱は、なるべく太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギーによって生み出される熱で賄うことも推進しています。

◆東京都における再生可能エネルギーの利用状況

種 別	2004 年度末			2010 年度末		
	設備 容量	エネルギー量		設備 容量	エネルギー量	
		原油換算	熱量換算		原油換算	熱量換算
	(kW)	(万 kL)	(TJ)	(kW)	(万 kL)	(TJ)
都内における再生可能エネルギー設備による利用量						
太陽光発電	26,878	0.3	102	129,618	1.3	491
太陽熱利用	—	2.0	783	—	1.1	404
バイオマス発電	5,420	0.3	133	5,578	0.3	132
バイオマス熱利用	—	0.0	0	—	0.1	25
風力発電	4,208	0.1	29	4,213	0.1	20
温度差エネルギー	—	0.6	223	—	0.5	202
廃棄物発電	306,410	8.0	3,112	309,440	6.5	2,465
廃棄物熱利用	—	1.1	435	—	1.1	435
水力発電	46,513	1.9	733	46,771	1.9	739
地熱	3,300	0.1	50	3,300	0.1	42
地中熱利用	—	—	—	—	0.0	9
計	—	14.4	5,600	—	13.0	4,964
都外からの供給による再生可能エネルギーの利用量						
東京電力の都外からの水力発電分	—	—	16,203	—	—	15,843
グリーン電力証書等	—	—	—	—	—	307
計	—	—	16,203	—	—	16150

東京都環境局ホームページより引用

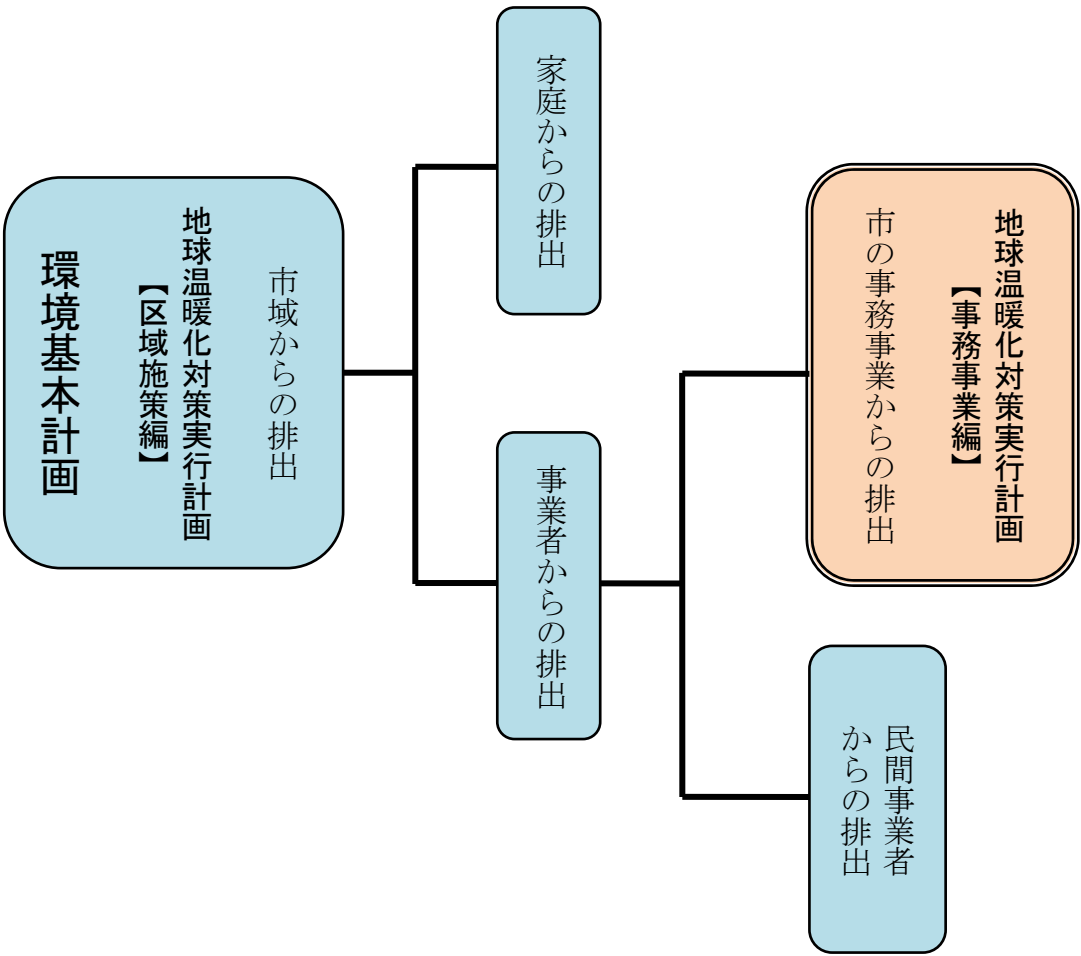
3 市の取組及び現状

(1) 市の事務事業及び市域全体における地球温暖化対策

平成 12 年 10 月に昭島市環境基本条例を施行し、平成 14 年 3 月には、昭島市環境基本計画及び、市の事務事業における温室効果ガスの削減を目標とした昭島市地球温暖化対策実行計画（計画期間平成 14～18 年度）を策定し、計画的な地球温暖化対策を始めました。そして、平成 19 年 3 月には第二次昭島市地球温暖化対策実行計画（以下「前計画」という。）を策定し、地球温暖化対策を進めてきました。

また、平成 23 年度の昭島市環境基本計画の改定時には、市域全体の温室効果ガス削減を図るため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込みました。この計画では市民、事業者と共に地球温暖化対策を推進し、市域全体から排出される温室効果ガスを削減することとしました。これにより本計画（事務事業編）と併せて昭島市全体の温暖化対策を一体的に進めていきます。

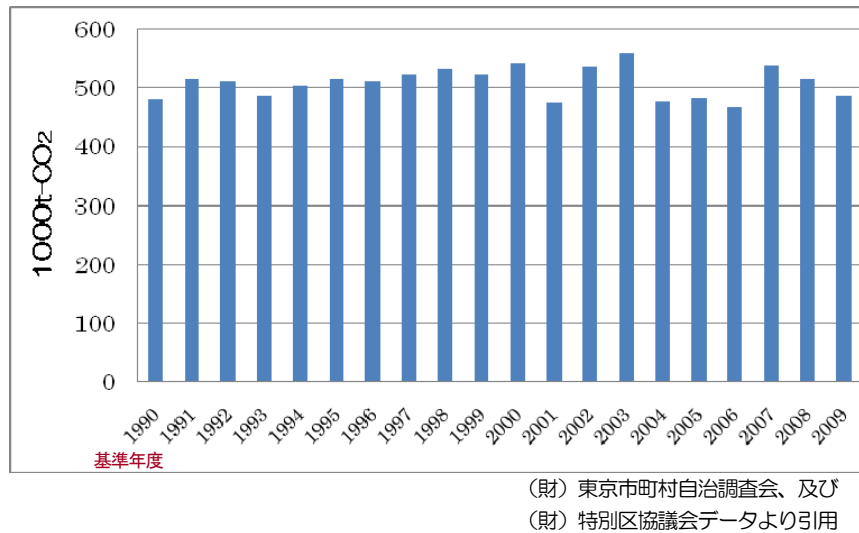
◆区域施策編と事務事業編の関係図



(2) 市域全体における温室効果ガス排出量

市域全体の温室効果ガスの排出量全体の推移は、全体的に基準年度の平成2年度を上回っており、増減を繰り返しているのが特徴です。

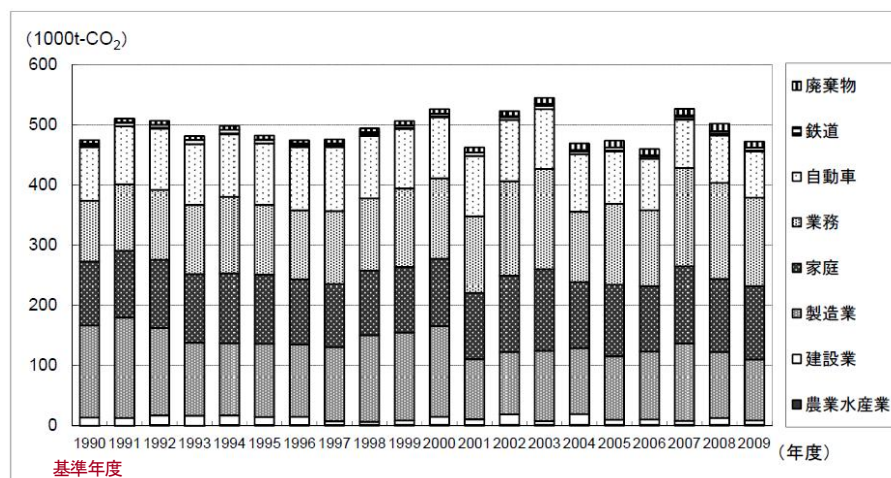
◆市域全体の温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスは、6ページのとおり、国で約95%を二酸化炭素が占めており、本市においても約97%を二酸化炭素が占めています。市域全体の二酸化炭素の部門別排出量は以下のグラフのとおりです。平成21年度は民生部門（家庭・業務）が全体の約57%を占めており、次いで、産業部門（農業水産業・建設業・製造業）が約23%、運輸部門（自動車・鉄道）が約18%となっています。

排出量の増減傾向は、平成21年度は平成2年度に比べ産業部門が減少しているのに対し、民生部門が大幅に増加しており、特に市役所が含まれる業務部門では30%増加しています。

◆部門別二酸化炭素排出量の推移



(3) 市の事務事業における地球温暖化対策

平成14年3月に策定した昭島市地球温暖化対策実行計画では、平成14年度を基準年度とし、平成14年度から平成18年度までの5年間で温室効果ガスを5%削減する目標を立てました。

平成15年9月にISO14001^{*}の認証を取得し、毎年目標を立ててPDCAサイクルを活用しながら取組を進めてきました。特にこの間、学校施設などで、ボイラーや冷暖房をA重油から都市ガスへとエネルギーシフトしたことが削減に大きく貢献しました。その結果、目標年度である平成18年度には5.2%削減し、目標を達成しました。

また、平成19年3月に策定した前計画では、平成16年度を基準年度とし、平成19年度から平成24年度までの6年間で温室効果ガスを6%削減する目標を立てました。昭島市環境マネジメントシステム^{*}による地道な削減取組に加え、東日本大震災における電力制限の影響で、照明の間引きなどを行った結果、平成24年度上半期の温室効果ガス排出量は、基準年度比で約10%の削減となっており、目標は達成できる見込みとなっています。

(4) 市の再生可能エネルギーについての取組

市では、温室効果ガスの削減を目指し、再生可能エネルギーの導入も推進しています。平成22年度に策定された第五次昭島市総合基本計画では、民間事業所や一般家庭への新エネルギー^{*}機器などの普及促進に努めるとともに、市施設における太陽光発電能力を平成32年度までに200kWにすることを目標としています。

市施設における太陽光発電は、平成23年度までに、保健福祉センター10kW、環境コミュニケーションセンター20kW、武蔵野小学校10kW、合計40kWとなっており、平成25年度には、更新される東部配水場に23kW設置されます。

他にも、家庭への普及促進の取組として、昭島市新エネルギー機器等普及促進補助金を平成21年度より行っており、太陽光発電機器を新たに取り付けた家庭に補助金を交付しています。平成23年度までに304件の申請があり、合計1,062.1kW分の機器が設置されました。



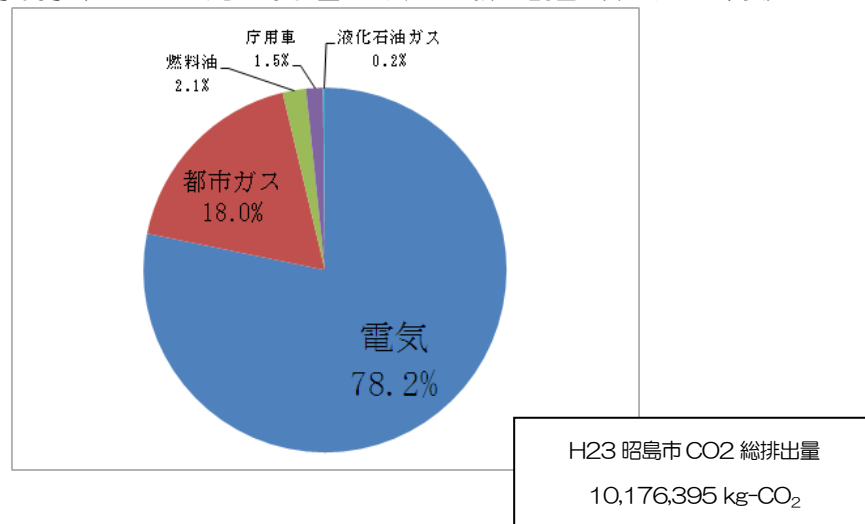
武蔵野小学校に設置された太陽光発電

(5) 市の事務事業における温室効果ガス排出量

平成 23 年度の市の事務事業における発生源別の温室効果ガス排出量は、以下のグラフのとおりです。内訳は電気が約 80% を占め、次いで都市ガスとなっていることから、取組を進める上では電気使用量の削減が最も重要となります。

なお、一般的なオフィスビルにおいて、電気は約 40% が照明、約 30% が空調、残りがその他 OA 機器等で使用されると言われています。

◆昭島市事務事業における発生源別温室効果ガス排出割合（平成 23 年度）

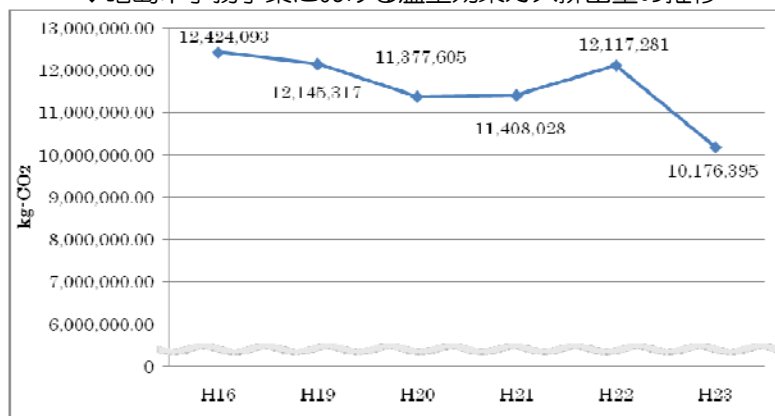


前計画の期間である平成 19 年度から平成 23 年度までの温室効果ガス削減の取組結果は、以下のグラフのとおりです。特に、平成 22 年度は猛暑厳冬という気象条件の影響により、排出量が増えるということが確認できた年でした。

また、平成 23 年度は、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止に伴う計画停電や電力使用制限があり、市の施設の稼働を制限するなどした結果、温室効果ガス排出量は、基準年度比で約 18% 下がりましたが、市民生活に大きな影響を与えるものとなりました。

制限が解除された平成 24 年度も、照明の間引きなどを引き続き行っています。平成 24 年度上半期の温室効果ガス排出量は、基準年度比で約 10% の削減となっていることから、節電による温室効果ガス削減の効果が高いことが伺えます。

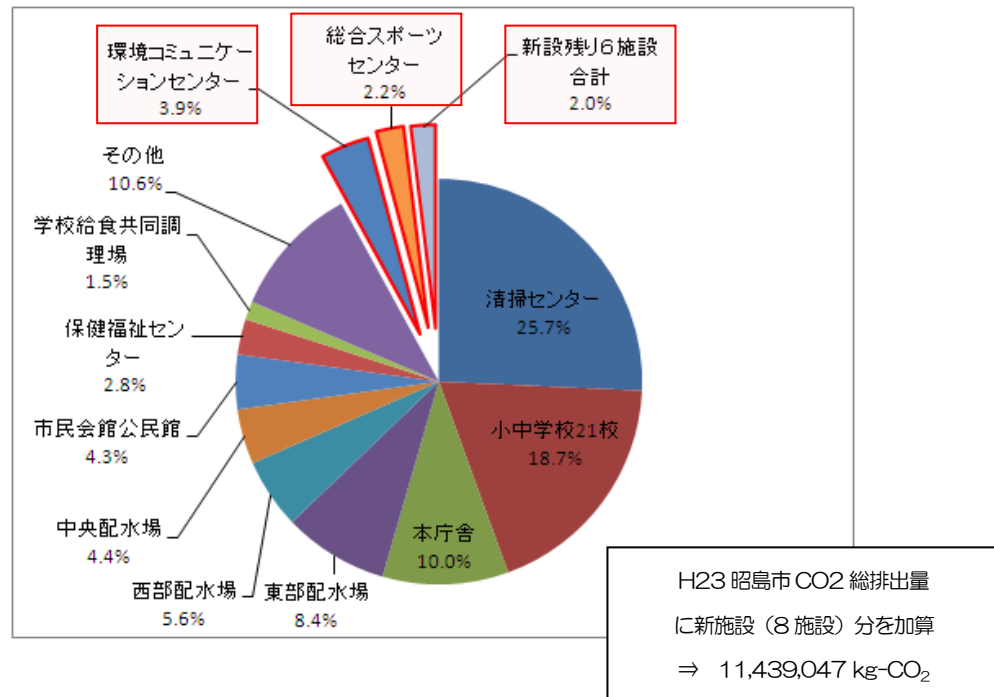
◆昭島市事務事業における温室効果ガス排出量の推移



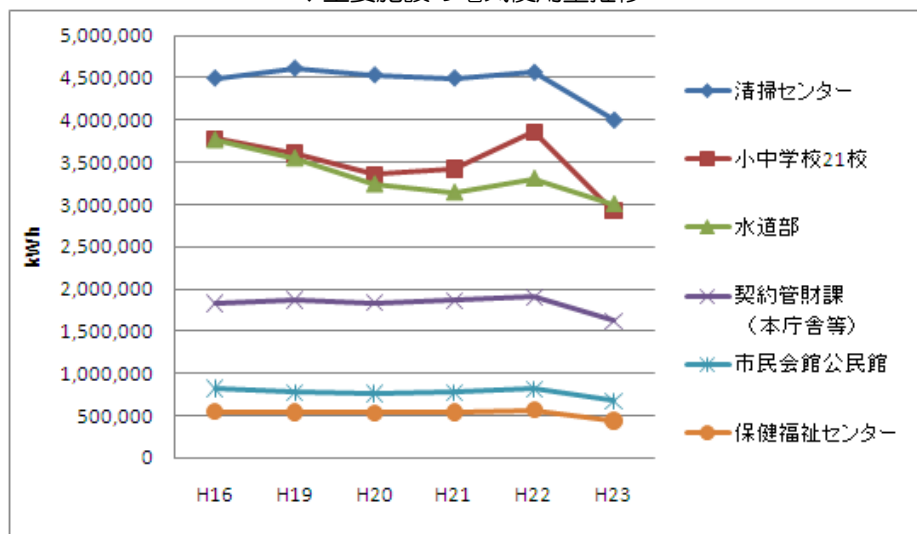
施設別電気の使用割合は以下のグラフのとおりです。基準年度と比較すると、環境コミュニケーションセンターや総合スポーツセンターなど、平成23年度までに8つの施設が新設されており、それらの電気使用量を合計すると、電気使用量全体の8.1%を占め、温室効果ガスが約126万kg-CO₂増加しました。

また、今後松原町コミュニティセンター（仮称）や社会教育複合施設などが新設される予定となっています。新しい施設は、昭島市環境基本計画に基づき、創エネ・省エネに配慮しますが、これらの施設の温室効果ガス排出量は、純増となるため、既存施設の排出量削減に、より力を入れなくてはなりません。

◆施設別電気の使用割合（平成23年度）



◆主要施設の電気使用量推移



(6) 法令等、本市を取り巻く周囲の状況の変化

①地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進することを目的に、平成 10 年に制定されました。温対法第 20 条の 3 では、「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」となっており、本計画はこれを基に作られています。

②エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）

産業部門に加え、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門での対策を強化するため、平成 21 年度に改正されました。この改正により、管理が事業所ごとから事業者ごとになりました。また、原油換算したエネルギー使用量が 1,500kL/年以上となる事業者は特定事業者となり、事業者単位でエネルギー管理の責任者の選出、中長期計画書及び定期報告書の提出などが義務付けられました。

本市は、平成 22 年に特定事業者の指定を受け、以降計画書及び報告書を提出しています。

目的	エネルギー使用の合理化（温室効果ガスを原単位で低減）
対象	特定事業者（同一法人が設置する事業所のエネルギー使用量が、原油換算で合計 1,500kL/年以上）
目標	事業者全体で原単位のエネルギー消費量を年平均 1 %以上低減（努力義務）
義務	中長期計画書及び定期報告書の提出、データの公表（毎年）

③都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）

地球温暖化対策の抜本的強化をめざし、平成 20 年に改正されました。この改正により、「地球温暖化対策報告書制度」が取り入れられました。

この制度では、原油換算したエネルギー使用量が 30kL/年以上 1,500kL/年未満となる中小規模事業所を複数所有する事業者の内、それらの合計が 3,000kL/年以上となる事業者は、報告書の提出とデータの公表が義務付けられます。

本市は、市長部局が平成 22 年度の実績により、平成 23 年度から本制度の提出及び公表の義務の対象となりましたが、平成 23 年度の実績ではエネルギー使用量が基準を下回り、平成 25 年度は義務から外れる予定となっています。

目的	地球温暖化対策（温室効果ガスの削減）
対象	原油換算したエネルギー使用量が 30kL/年以上 1,500kL/年未満となる中小規模事業所を複数所有する事業者の内、それらの合計が 3,000kL/年以上となる事業者
目標	事業活動に伴う二酸化炭素の排出抑制の推進
義務	地球温暖化対策報告書の提出及びデータの公表（毎年）

第2章

計画の基本的事項 及び目標

1 計画の目的

本計画は、事業者としての市役所が、自ら事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に、率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

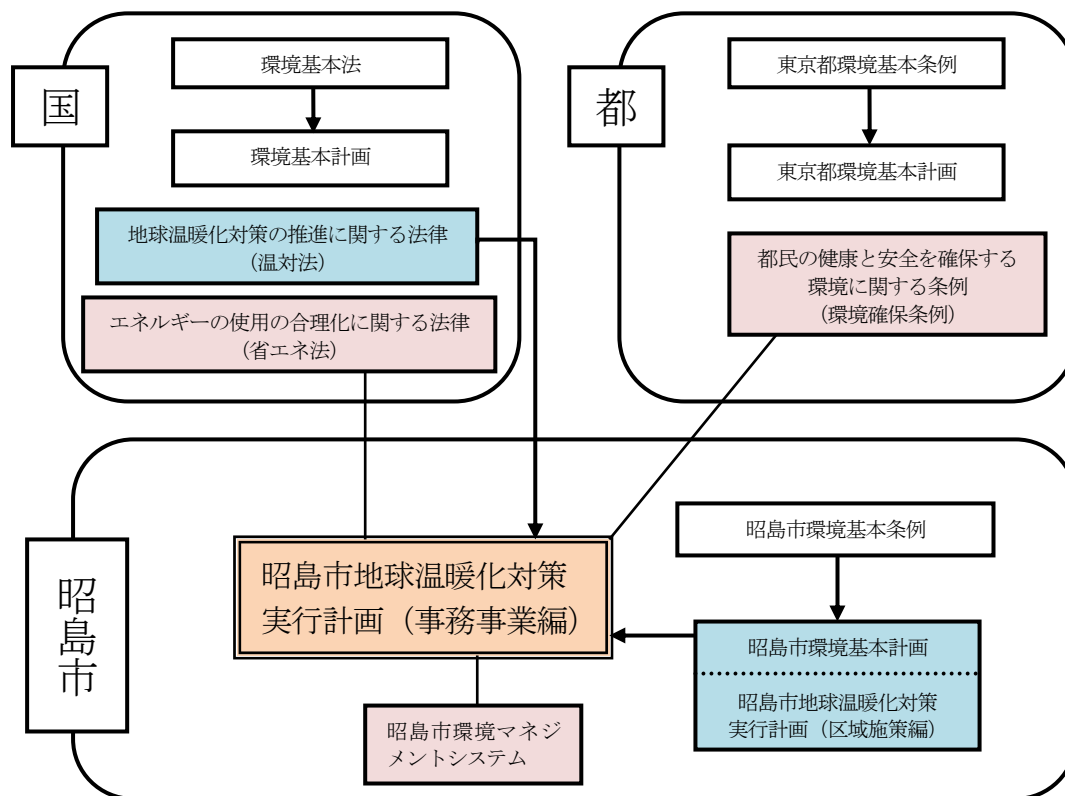
2 計画の位置づけ

本計画は、市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するため、温対法第20条の3に基づいた実行計画（事務事業編）として策定しました。

また、本計画は省エネ法及び東京都環境確保条例等の報告にも対応するものとし、本計画の推進にあたっては、昭島市環境マネジメントシステムとの連携を図ります。

なお、昭島市環境基本計画に定めた基本目標4「地球にかかる負担の少ないまち」では、温室効果ガスの排出削減を具体的に実行するための、取組施策を記載しています。この基本目標4では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を定めており、市民、事業者と協働して市域全体で温室効果ガスを削減します。

以上により、温対法に定める2つの実行計画（区域施策編・事務事業編）が策定され、本市では一体として温暖化対策を進めていくことになります。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成33年度までの9年間とします。平成23年度に策定した昭島市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と一体的に地球温暖化対策の取組を進めるため、計画の終了年度を合せました。なお、社会経済状況の変化に合わせて、計画の見直しを検討します。

4 計画の対象物質

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に記された、次の【表1】、【表2】のとおりです。ただし、【表2】のパーフルオロカーボンと六フッ化硫黄については、使用の把握が困難なため、前計画と同様に本計画の対象から除外し、【表1】の4物質を本計画の対象とします。

【表1】計画の対象物質一覧

	温室効果ガス名	記号	発生源等
1	二酸化炭素	CO ₂	産業、民生、運輸部門などにおける化石燃料に伴うものが全体の9割以上を占めています。
2	メタン	CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占めています。
3	一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めています。
4	ハイドロフルオロカーボン※	HFC	代替フロン的一种で、主に冷媒として使用され、冷蔵庫、エアコン、カーエアコン等に使用されています。

【表2】計画の対象外物質一覧

	温室効果ガス名	記号	発生源等
1	パーフルオロカーボン	PFC	代替フロン的一种で、主に半導体のエッチングガスやイナートリキッド（不活性液体）等に使用されています。
2	六フッ化硫黄	SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体のエッチングガスとして使用されています。

5 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関並びに新設の施設を含む、全ての市の組織及び施設等に係る事務事業とします。また、委託等により実施する事務事業は、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請するとともに、省エネ法で報告義務のある施設に係る事務事業については対象範囲とします。

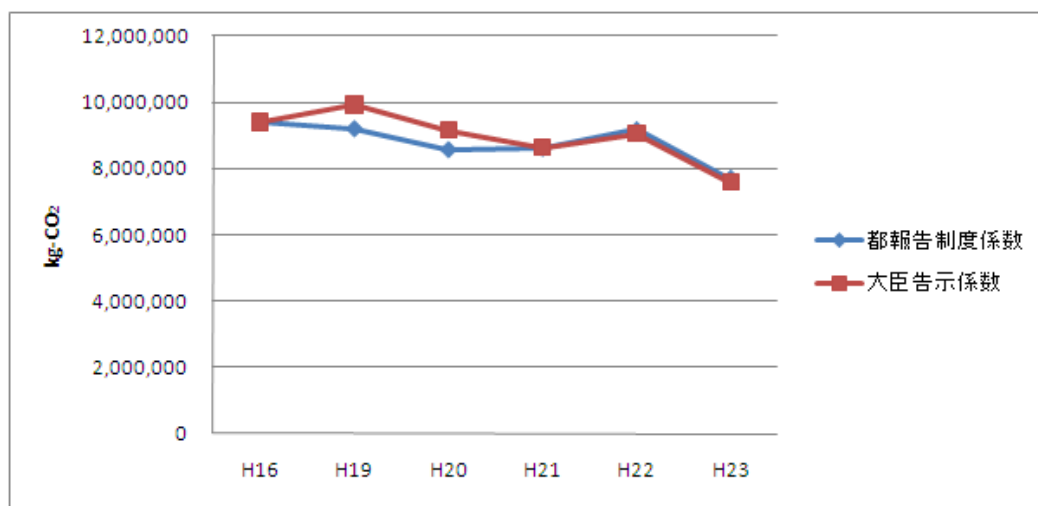
6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定については、当該物質の使用量に地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）における排出係数、地球温暖化係数を乗じた算出式に基づいて行います。

次のページの(1)の算出式で用いられる各種排出係数は、電気以外は温対法施行例令第3条に定められた数値に変更はありません。ただし、電気については、平成22年度の令の改正で「環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数」（以下「告示係数」という。）となり、電気事業者ごとに毎年更新される係数を使用することとなりました。

本計画では、この告示係数を用いて温室効果ガス排出量を把握します。しかし、第1章で明らかにしたとおり、市の事務事業における温室効果ガス排出量は、電気が約80%を占めており、電気の係数を毎年変化させると温室効果ガス排出量の算定に多大な影響を受けるため、目標達成のための削減努力を把握することが難しくなります。このため、目標値及び実績値は、取組の成果等で経年変化を追えるよう、東京都環境確保条例の地球温暖化対策報告書制度で用いる固定値（0.382kg-CO₂/kWh）を用いて算定します。

◆電気の排出係数別昭島市温室効果ガス排出量



(1) 各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式

【電気・燃料・ガスの使用】

①二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）

「電気使用量」×「単位使用量当たりの二酸化炭素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

②二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）

「（燃料種ごとの）燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりの炭素排出量（排出係数）」× $44/12$ ×「地球温暖化係数」

③メタン（家庭用機器^{※1}等の使用により発生するもの）

「燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりのメタン排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

④一酸化二窒素（家庭用機器^{※1}等の使用により発生するもの）

「燃料使用量」×「単位使用量当たりの発熱量」×「単位発熱量当たりの一酸化二窒素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

※1 こんろ、湯沸し器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具や冷温水発生器などの定置式機関などが該当します。

【自動車の使用】

⑤メタン・一酸化二窒素（自動車の走行により発生するもの）

「走行距離」×「単位走行距離当たりのメタン・一酸化二窒素排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

⑥ハイドロフルオロカーボン（自動車用エアコンディショナーに封入されたもの）

「自動車台数」×「台数当たりのハイドロフルオロカーボン排出量（排出係数）」×「地球温暖化係数」

※ 自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出については、②と同様です。

「(1)各温室効果ガス、事業区分ごとの算出式」、「【電気・燃料・ガスの使用】」の③と④については、前計画で「過去の排出量の把握が困難なため平成18年度から把握に努めることとし、削減目標対象外」としていたことから、本計画においても把握に努めるのみとします。

(2) 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、二酸化炭素の温暖化をもたらす程度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスがどの程度温暖化をもたらすかを示す数値で、温対法施行令第4条において次の表のとおり示されています。この数値は、前計画と変更はありません。

地球温暖化係数一覧	
温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) HFC-134a	1,300

7 温室効果ガスの排出削減量に関する目標

(1) 目標値設定の考え方

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、温室効果ガスを平成33年度までに平成2年度比で15%削減することを目標として定めています。計画の中では市民、事業者が温室効果ガスを削減するための「環境配慮指針」を定めています。市も1事業者として、この目標の達成のために率先して温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

(2) 削減目標値

本計画における温室効果ガス排出量削減目標は、次のとおりとします。

【温室効果ガスの排出量削減目標】

平成33年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成16年度比の**15%**削減します。

項 目	平成16年度 (基準年度)	平成33年度 (目標年度)
排出量 (kg-CO ₂ /年)	11,202,406	9,522,045

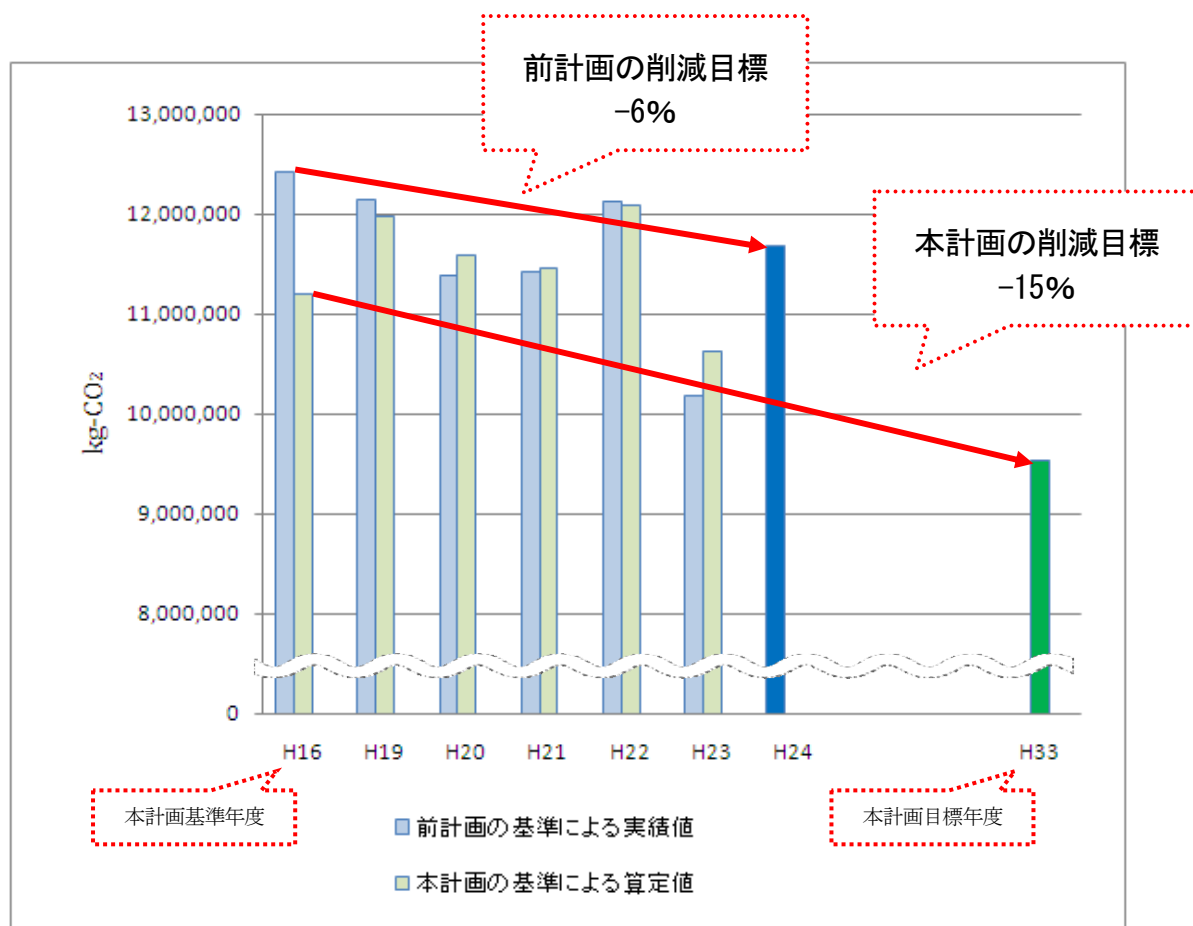
※新しい係数で計算しているため、基準年度の排出量が前計画と異なります。



昭島市役所外観

(3) 実績値の算定における前計画との違い

本計画では、前計画と電気の排出係数が異なっています。また、前計画では基準年度以降に新設された施設に係わる事務事業については、除外して温室効果ガス排出量を算定していましたが、本計画では加算します。これらを加味し、排出量を算定し直して比較したものが下のグラフです。



※前計画の基準：基準年度以降に新設された施設については除外して算定。

電気の排出係数は0.555kg-CO₂/kWhを使用。

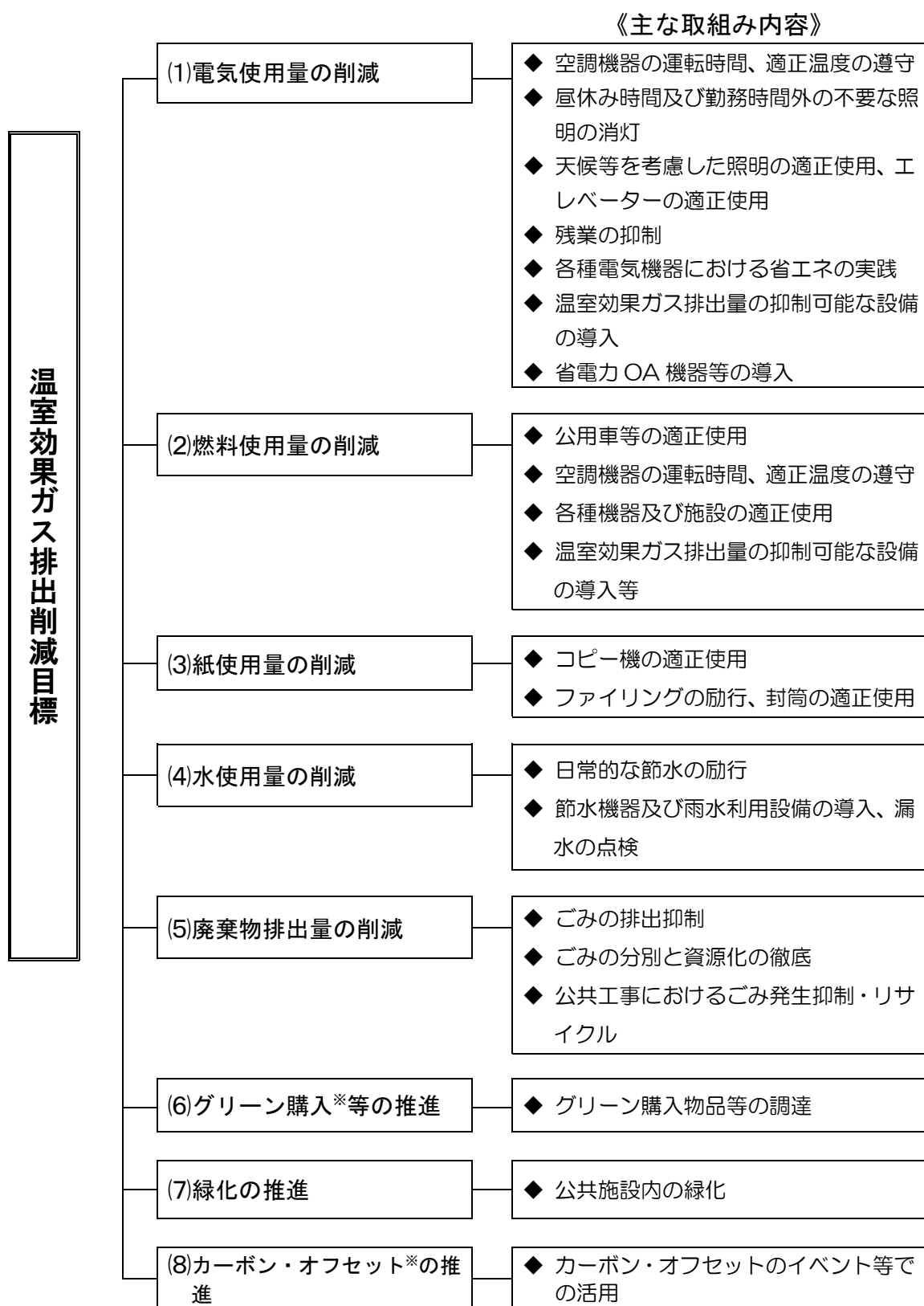
本計画の基準：基準年度以降に新設された施設についても全て加算。

電気の排出係数は0.382kg-CO₂/kWhを使用。

第3章

率先行動計画

1 温室効果ガス排出抑制のための取組事項体系



2 温室効果ガス排出抑制のための具体的な取組事項

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、市（職員）が事務・事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき事項及び具体的内容については、次のとおりとします。

(1) 電気使用量の削減

◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守

- ☐ 冷暖房の設定温度は、夏は 28℃、冬は 19℃に保つように調節します。
- ☐ 冷暖房の運転時間は、原則として執務時間内とします。
- ☐ 冷暖房の効率を上げるため、ブラインドを適正に使用します。
- ☐ 冷房の効率を上げるため、緑のカーテンの設置に努めます。
- ☐ 空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。
- ☐ 職員は必要に応じて、夏期については軽装、冬期は重ね着をするなどして空調温度の適温励行をします。
- ☐ 夏期は空調機器の室外機に直射日光が当たらないよう工夫し、効率を上げます。

◆ 昼休み時間及び勤務時間外の不要な照明の消灯

- ☐ 昼休み時間及び時間外（午前 8 時 30 分以前と午後 5 時 15 分以降）には不要な照明を消します。
- ☐ 終業時に事務室及び事務室に面する廊下の照明を一斉消灯し、再点灯は必要最小範囲にとどめます。
- ☐ 事務室等で部分的に消灯できる部屋については、事務に支障のない範囲で極力消灯します。

◆ 天候等を考慮した照明の適正使用、エレベーターの適正使用

- ☐ 照度を計測し、点灯しなくても十分照度を確保できる照明については間引きします。
- ☐ 当日の天候を考慮し、窓からの採光により十分な照度が確保できる場合は照明を使用しません。
- ☐ 可能な限り 3 階層までの移動にはエレベーターを使用しません。
- ☐ 2 台並んで設置してあるエレベーターの稼働については、1 基とします。

◆ 残業の抑制

- ☐ 事務の効率化を図り、残業を減らします。また、ノー残業デーを徹底します。

◆ 各種電気機器における省エネの実践

- ☐ パソコンは、90 分以上使用しない時は、主電源を切ります。
- ☐ ディスプレイは、業務に支障のない範囲で明るさを下げます。
- ☐ 職員の福利厚生に伴う電気機器類の使用は、必要最低限の範囲にとどめます。
- ☐ 勤務のない日が2日以上続く場合は、コンセントを抜くなどして待機電力の削減に努めます。

◆ 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入等

- ☐ 空調設備の更新、導入にあたっては、コジェネレーション^{*}などのエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。
- ☐ 照明、避難誘導灯については、人感センサー^{*}や自動照度調節^{*}、インバータ制御機器^{*}、LED^{*}照明等の省エネ型照明機器の導入に努めます。
- ☐ 太陽光発電等、創エネルギー機器の導入に努めます。
- ☐ 公共施設の建設等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造に努めます。
- ☐ 環境に配慮した特定規模電気事業者（PPS）^{*}からの電力の購入に努めます。

◆ 省電力 OA 機器等の導入

- ☐ OA 機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ^{*}や PC グリーンラベル^{*}、エコマーク^{*}対象製品とします。
- ☐ 電気機器の購入にあたっては、省エネ性マーク^{*}の製品を購入します。
- ☐ 自動販売機については、原則として増設せず、更新にあたっては、設置者の協力を得て省エネ対策の自動販売機を設置します。

(2) 燃料使用量の削減

◆ 公用車等の適正使用

- ☐ 出張等については、公共交通機関の利用に努めます。
- ☐ 荷物の運搬を伴わない2km 以内の移動は、自転車利用に努めます。
- ☐ アイドリングストップ^{*}を励行します。
- ☐ 加減速の少ない運転に努めます。
- ☐ 不要な荷物を積んだまま走行しません。
- ☐ タイヤの空気圧調整などの車両整備を徹底します。
- ☐ カーエアコンを適正な温度に管理します。
- ☐ エコ通勤デー^{*}を励行します。
- ☐ 電気自動車などの低公害車^{*}の導入促進に努めます。

- ◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守（電気使用量の削減と同様）
- ◆ 各種機器及び施設の適正使用
 - 湯沸器・ボイラー・ガスコンロ・作業機械等を無駄なく適正に使用します。
- ◆ 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入（電気使用量の削減と同様）

(3) 紙使用量の削減

- ◆ コピー機及び印刷機の適正使用
 - コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。
 - 両面印刷（コピー）を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用します。
 - 庁内資料等では、裏面使用済みの用紙（裏紙）を使用します。
 - 会議は、プレゼンテーション用ソフト※の活用を努め、配付資料を減らします。
 - ペーパーレス化を図るために、内部会議の開催通知などはグループウェア※を活用します。
 - パンフレットなどの印刷物については、適正な印刷枚数を心がけます。
- ◆ ファイリングの励行、封筒の適正使用
 - 文書は私物化せず、ファイリングシステムにより職員間で共有します。
 - 外部からの会議出席者に対し、資料入れ用封筒は必要な方だけに配付します。
 - 封筒の再使用に努め、エコ封筒※を作製し、利活用を図ります。

(4) 水使用量の削減

- ◆ 日常的な節水の励行
 - 水を流しっぱなしにせず、手洗いや洗車時等に余分な水を使用しません。
- ◆ 節水機器及び雨水利用設備の導入、漏水の点検
 - 給水栓には、節水コマの取り付けなど節水機能を備えていくことに努めます。
 - 感知式洗浄弁、自動水洗※装置の設置に努めます。
 - 便房室内への流水音発生装置の設置については、適切な配置に努めます。
 - 雨水を利用できるように雨水利用設備の導入に努めます。
 - 漏水のチェックを定期的に行います。

(5) 廃棄物排出量の削減

- ◆ ごみの排出抑制
 - 庁舎内で購入したビン・缶は、購入した自動販売機の回収容器に入れます。

- ☐ 庁舎外で購入した弁当容器や飲料用ビン・缶は購入先に戻すか、持ち帰ります。
- ☐ 個人購入の雑誌、新聞は自宅に持ち帰ります。
- ☐ 庁舎内で業者が配付するチラシ等は、必要のない限り受け取りません。
- ☐ 備品購入の前に、修理等により再度使用可能か、製品の共同利用やレンタルが可能か検討します。
- ☐ マイボトル（カップ）、マイ箸、エコバッグ等を使用してごみの減量に努めます。
- ☐ 色見本や現物カタログ等、返却できるものは業者に返却するよう努めます。

◆ ごみの分別と資源化の徹底

- ☐ 庁舎内で発生した廃棄物について、次ページ【参考】の「本庁舎における事務室の廃棄物の分別・排出方法」の手順を順守し、分別を徹底します。
- ☐ リサイクルボックスの設置による用紙類の分別をします。
- ☐ リサイクルトナーカートリッジの使用を励行し、使用後は回収をします。
- ☐ 調理や学校給食等での生ごみの減量に努めます。
- ☐ 使用済みの廃油を回収して、再生利用するように努めます。

◆ 公共工事におけるごみの発生抑制・リサイクル

- ☐ 公共工事は、「昭島市建設コスト縮減に関する行動計画」に基づいて行います。

(6) グリーン購入等の推進

◆ グリーン購入物品等の調達

- ☐ 物品等を調達する際には、昭島市グリーン購入指針及びガイドラインに基づき調達します。
- ☐ 工事については、環境物品等（特定品目及び特定調達）使用予定（実績）チェックリストに基づき調達します。

(7) 緑化の推進

◆ 公共施設内の緑化

- ☐ 草花や樹木を植栽し、公共施設内の緑化に努めます。
- ☐ 施設の植栽については、適正な育成管理に努めます。

(8) カーボン・オフセットの推進

◆ カーボン・オフセットのイベント等での活用

- ☐ 市のイベント等の事業では、カーボン・オフセットを積極的に活用します。

【参 考】

◆ 本庁舎における事務室の廃棄物の分別・排出方法

① 古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・一般文書・機密文書・雑古紙）

【一次分別】各課（事務室）配置の4段型リサイクルボックスへ各職員が分別。段ボールはひとまとめにして事務室内で保管。

【二次分別】一定量たった段階で職員が地下集積所へ排出。

【三次分別】庁舎清掃業務委託従事者が分別。ただし、機密文書は職員が地下集積所内の専用保管倉庫へ直接排出。→古紙業者が回収後、溶解処理。

※ 保存文書は地下書庫で保存し、保存年限経過後に古紙業者が回収。

② 可燃物・プラスチック・不燃物・その他資源

【一次分別】各事務机に配置の小型リサイクルボックス等で各職員が分別。

【二次分別】一定量たった段階で可燃物とプラスチック類は各階廊下（共用部）に設置の回収箱へ排出。不燃物とその他資源は各職員が地下集積所へ直接排出。

【三次分別】地下集積所に排出された可燃物・プラスチック類・不燃物・その他資源を庁舎の清掃業務委託従事者が分別→清掃センター及び清掃業務委託従事者が回収。

③ 庁内自動販売機で購入した清涼飲料用ビン・缶・ペットボトル等

【一次分別】各自動販売機に設置した回収箱へ排出。

【二次分別】設置業者が回収箱から地下集積所へ排出。

【三次分別】設置業者が持ち回りで回収。

④ コンビニ等から購入した弁当等の空容器・清涼飲料用ビン・缶・ペットボトル等

購入者が購入先の回収箱に排出するか自宅へ持ち帰り分別・排出。

⑤ 厨芥ごみ

【一次分別】食堂で分別。

【二次分別】地下集積所内の厨芥冷蔵庫へ排出。→厨芥ごみ回収業者が回収。

※ 物品等を調達する際には、昭島市グリーン購入指針及びガイドラインに基づき調達します。



第4章

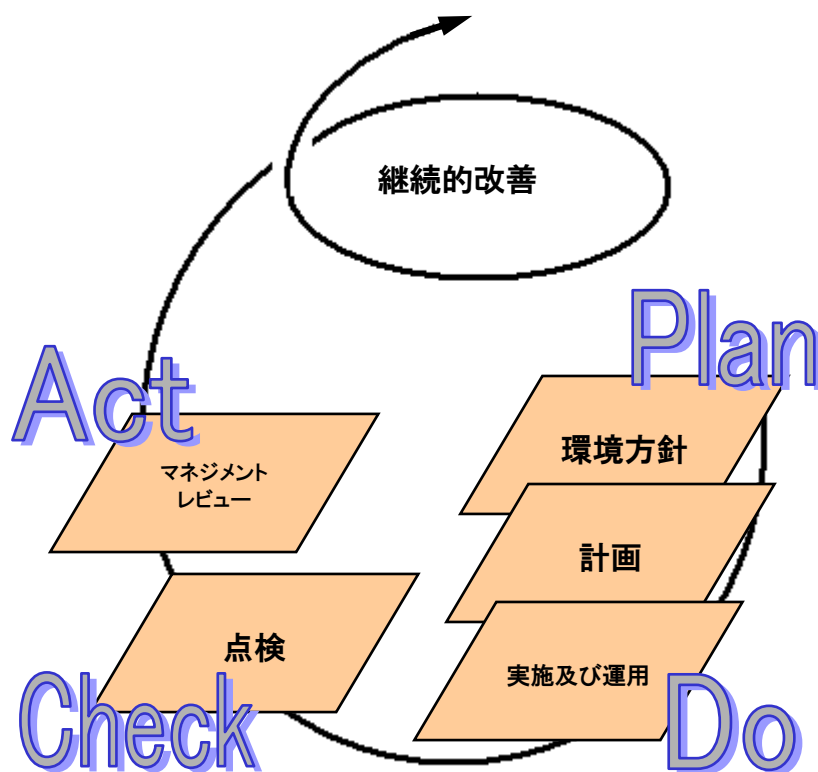
推進体制

1 推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、計画（Plan）、実行及び運用（Do）、点検（Check）、見直し（Act）によって継続的な改善を図りながら取り組んでいく必要があります。

本市においては、本庁舎と水道部を対象とした昭島市環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）が、平成15年9月に ISO14001 に適合したものととして認証されました。今後も引き続き PDCA サイクル※による継続的改善を図っていくことから、本計画においても、EMS に準拠して運用を行っていきます。

【PDCA サイクルによる継続的改善のスパイラルフロー図】



本計画の推進体制は、次のとおり EMS 推進体制に準拠した昭島市庁内地球温暖化対策推進（以下「庁内推進」という。）体制【図1】とします。

(1) 庁内推進総括者・庁内推進責任者

庁内推進総括者は、EMS 総括者の市長とし、庁内推進責任者は、EMS 責任者の環境部長とします。

(2) 庁内推進実行チーム長・庁内推進員・庁内推進担当

各部を実行チームとし、庁内推進実行チーム長は、EMS 実行チーム長及び出先機関の各部長とします。庁内推進員は、EMS 推進員及び出先機関の各課長及び主幹とします。庁内推進担当は、係長相当職又は係員とします。

(3) 庁内推進本部・庁内推進委員会

市役所全体の関与を確実にするための審議、検討機関として庁内推進本部及び庁内推進委員会を設置します。

(4) 内部監査チーム

EMS において内部監査チームが設置されます。EMS の内部監査を行うことで、本計画の運営状況をチェックします。

(5) プロジェクトチーム

庁内推進責任者から指示のあった事項について検討するために、適宜にプロジェクトチームを設置します。

(6) 庁内推進事務局

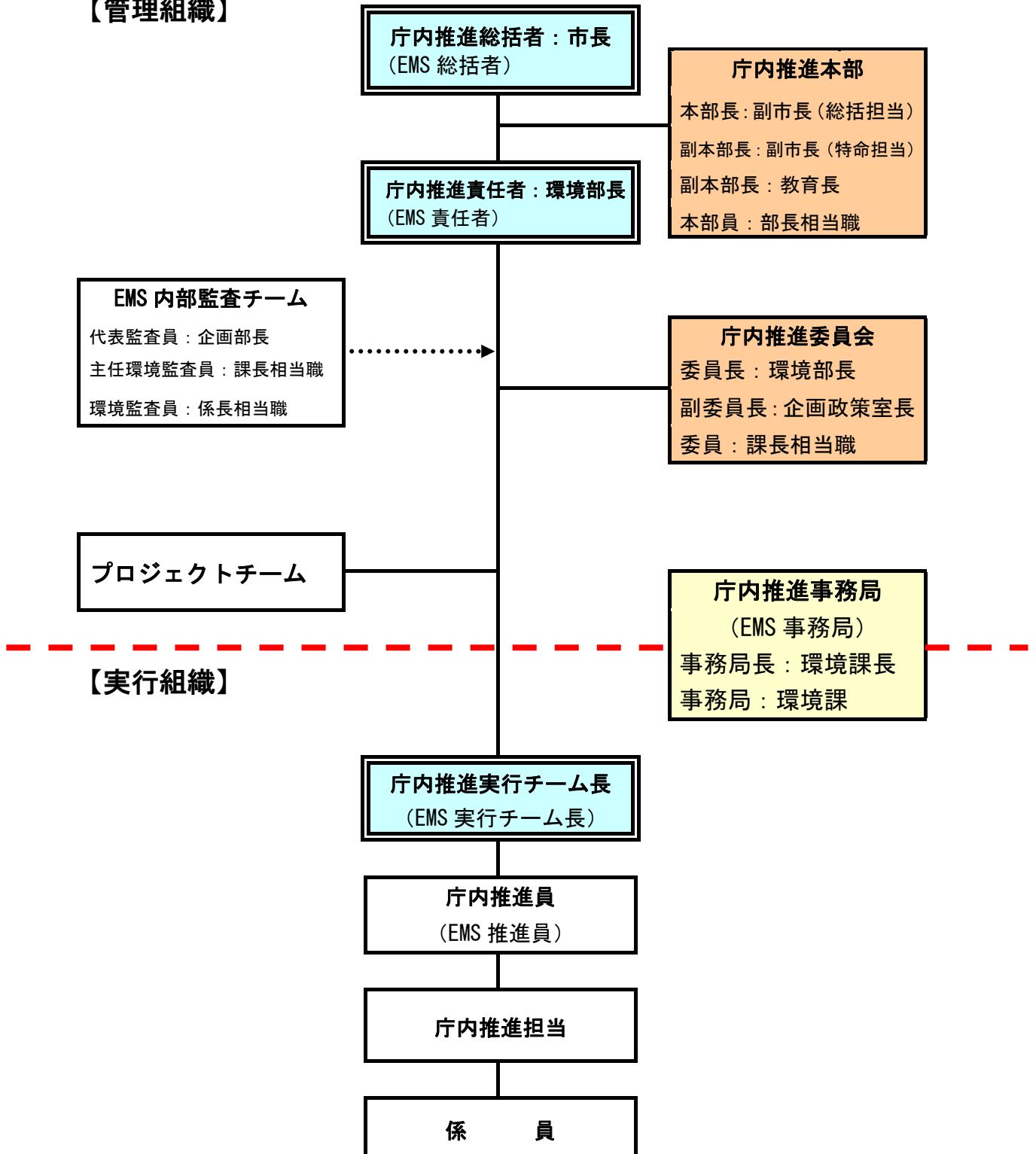
庁内推進体制全体の庶務を処理するため、庁内推進事務局を環境担当課に設置します。



【図 1】

昭島市庁内地球温暖化対策推進体制

【管理組織】



2 運用管理

計画の運用管理は、前計画では本市職員作成による運用管理システムにより行われていましたが、ファイルの容量が大きい、集計システムが表計算ソフトの新しいバージョンに対応できない等の問題があり、法令等周囲を取り巻く環境も変化してきたことから、本計画ではこれらの課題に対応した、環境省が公開している温室効果ガス総排出量算定支援ツールを活用します。また、EMSの運用管理と連動させるなかで、次ページの庁内推進体制の役割分担一覧表【表1】に基づき取り組んでいきます。なお、帳票類については、次のとおりです。

【関係帳票類】

- ・温室効果ガス算定用入力シート

2013年度		施設名	単位	月別入力												年計入力	合計
		調査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
燃料の燃焼		ガソリン(公用車)	L														0.0
		灯油	L														0.0
		軽油(公用車)	L														0.0
		A重油	L														0.0
		LPG(公用車)	kg														0.0
		CNG(公用車)	kg														0.0
		液化石油ガス(LPG)(施設)	kg														0.0
		都市ガス	Nm3														0.0
他人から供給された電気の使用	東京電力株式会社	kWh														0.0	
	PPS事業者	kWh														0.0	
自動車の走行	ガソリン・LPG	乗用車	km														0.0
		バス	km														0.0
	ガソリン	軽乗用車	km														0.0
		普通貨物車	km														0.0
		小型貨物車	km														0.0
		軽貨物車	km														0.0
		特殊用途車	km														0.0
	ディーゼル	乗用車	km														0.0
		バス	km														0.0
		普通貨物車	km														0.0
		小型貨物車	km														0.0
		特殊用途車	km														0.0
紙の使用	OA用紙	kg														0.0	
水の使用	水道使用量	m														0.0	

【表 1】

庁内推進体制の役割分担一覧表

■ 庁内推進総括者（EMS 総括者）：市長

- 1 本計画を決定する。
- 2 本計画の見直しが生じた場合、庁内推進責任者に指示をする。
- 3 庁内推進本部から報告された本計画の改定を決定する。

■ 庁内推進責任者（EMS 責任者）：環境部長

- 1 本計画が適正に実行されるよう庁内推進事務局や庁内推進実行チーム長からの情報提供を加味しながら維持管理をする。
- 2 本計画の運営状況及び内部監査報告の結果を庁内推進総括者に報告する。
- 3 庁内推進実行チーム長からの報告の EMS の是正予防処置報告書を精査し、不具合があれば庁内推進実行チーム長に是正処置を指示する。
- 4 プロジェクトチームの検討結果を精査した後、庁内推進委員会に付議する。
- 5 本計画に係る研修を計画し、実施する。

■ 庁内推進本部（EMS 推進本部）

本部長：副市長（総括担当）、副本部長：副市長（特命担当）、副本部長：教育長、本部員：部長相当職

- 1 本計画推進委員会から報告された本計画の基本的事項及び目標を審議する。
- 2 本計画の改定について庁内推進総括者に報告する。

■ 庁内推進委員会（EMS 推進委員会）

委員長：環境部長、副委員長：企画政策室長、委員：課長相当職

- 1 庁内推進責任者から付議された本計画の基本的事項及び目標並びに推進体制を検討し、その結果を庁内推進本部に報告する。

■ 主任環境監査員：課長相当職、環境監査員：係長相当職

- 1 EMS の監査実施計画書に基づき、内部監査を実施する。
- 2 EMS の内部監査チェックリスト/報告書により、監査結果を被監査部署の庁内推進員に説明し、代表監査員に報告する。

■ プロジェクトチーム：係長相当職及び係員

- 1 庁内推進責任者が、検討を要するとした事項について検討する。

■ 庁内推進実行チーム長（EMS 実行チーム長）：部長相当職

- 1 本計画が適切に運用されるよう指揮する。
- 2 庁内推進員から報告された EMS の環境情報連絡票に承認する。
- 3 庁内推進員から報告された EMS の是正予防処置報告書に承認し、庁内推進責任者に報告する。

■ 庁内推進員（EMS 推進員）：課長相当職

- 1 本計画が適切に運用されるように周知する。
- 2 「温室効果ガス算定用入力シート」において、本計画の実施状況の点検・把握し、各課で使用している施設燃料及び庁用車燃料の使用に関して、上半期、下半期及び年度評価を行い、庁内推進事務局に報告する。

■ 庁内推進担当：係長相当職又は職員

- 1 庁内推進員を補佐する。
- 2 「温室効果ガス算定用入力シート」において、本計画の実施状況の点検・把握し、各課で使用している施設燃料及び庁用車燃料の使用量を庁内推進員に報告する。
- 3 異動職員へ課内の庁内推進活動を指導する。

■ 係員

- 1 次の事項を理解し実践する。
 - ア) 本計画の基本的事項及び目標
 - イ) 自らの庁内推進における役割、該当する事務事業の環境影響、環境改善活動に取り組む意義

■ 庁内推進事務局（EMS 事務局）：環境課

- 1 EMS 推進体制に準拠し事務的補佐役として、事務連絡、調整、記録の管理を行う。
- 2 庁内推進責任者の指示により必要な事務等を行う。
- 3 庁内推進責任者に本計画の見直し資料、庁内公表資料、各課報告・改善資料を提出する。
- 4 職員へ本計画の情報及び環境情報を発信する。
- 5 本計画の周知、掲出、回収を行う。
- 6 総務部職員課とともに、本計画の研修の実施における必要な措置を行う。
- 7 利害関係者からの本計画に関する問い合わせ及び申し入れ等を受け付け、庁内推進責任者に報告する。

3 職員の意識啓発等

(1) 情報の提供・啓発

EMS と連動して、情報の提供・啓発を行っていきます。

- ① 全職員に対し、庁内 LAN[※]での ISO 通信の配付等により、本計画の取組や進捗状況のほか、地球温暖化に関する情報を提供し、周知徹底を図ります。
- ② 各職場からの提案や効果的な取組事例を共有し、職員の自主的な地球温暖化対策の活動を推進します。

(2) 教育・研修

EMS における研修のなかで行っていきます。

4 計画の点検・評価・是正措置

本計画で設定した目標については、EMS の点検及び是正措置に連動させて、定期的なチェックや監視・評価を行うとともに、目標を逸脱した場合、または逸脱する恐れがある場合は、是正及び予防措置を行っていきます。

5 公表

温対法第 20 条の 3 に基づき、本計画の進捗状況や温室効果ガスの排出量等については、「昭島市の環境」や広報あきしま、ホームページなどで公表します。

参考資料

1 用語解説

【ア行】

●ISO14001

国際的な標準規格の設定を行う機関「ISO（国際標準化機構）」が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。

●アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを止めること。燃料消費を抑え、排気ガスを削減し地球温暖化防止につながる。

●インバータ制御機器

周波数を制御する装置で、照明機器等では、通常 50～60Hz の交流電流の周波数を高くすることにより、少ない電力で従来の明るさを確保できる。

●エコ通勤デー

昭島市では月 2 回のノー残業デーを、エコ通勤デーと定めてエコ通勤に取り組んでいる。エコ通勤とは、マイカーから鉄道やバス、自転車・徒歩など、環境にやさしい交通手段での通勤へと転換していくこと。

●エコ封筒

平成 15 年 7 月から導入した角 2 封筒の下の方 3 分の 1 程度の部分を点線に沿って切り離せば、新たに定型封筒として再利用できる庁内統一様式の封筒。

●エネルギー起源の二酸化炭素

石油や石炭を燃やして発電したり、ガソリンを消費して車を走らせたりして、エネルギーを生み出すために排出される二酸化炭素のこと。なお、非エネルギー起源の二酸化炭素はごみの焼却など、エネルギーを生み出さずに排出される二酸化炭素を指す。

●LED

LED は [Light Emitting Diode] の略で、発光ダイオードのこと。低消費電力、長寿命のため数多くの電子機器に利用されている。

●温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより温められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【カ行】

●カーボン・オフセット

温室効果ガスの削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること。または、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部または一部を埋め合わせること。

●環境マネジメントシステム（Environmental Management System、EMS）

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」という。このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

●気候変動に関する国際連合枠組条約

温室効果ガスの増大に伴う気候変動を防止するための枠組みを規定した条約。「締約国の共通だが、差異のある責任」「開発途上締約国等の国別事情の勘案」「速やかかつ有効な予防措置の実施」などの原則のもと、先進締約国に対し、温室効果ガス削減のための政策の実施などの義務が課せられている。

●気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、IPCC）

昭和 63（1988）年に発足し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、科学的な判断基準の提供を目的とした政府間機構。

●京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成 9（1997）年 12 月に京都市で開かれた「地球温暖化防止京都会議（第 3 回締約国会議：COP3）」において採択された議定書。平成 17（2005）年 2 月に発行された。京都議定書では、先進国に対し平成 20～24（2008～2012）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成 2（1990）年比で、一定数削減することを義務付けている。日本は平成 14（2002）年 6 月に批准し、6 %の削減を義務付けられた。しかし、平成 25（2013）年以降の国際的な枠組みであるポスト京都については、平成 23（2011）年 12 月に南アフリカで開催された COP17 で延長も決まったが、日本は不参加を表明している。

●kg-CO₂

温室効果ガスの重さの単位で、温室効果ガスを二酸化炭素の重さに換算したもの。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

●グループウェア

企業内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能として、グループ内のメンバー間及び外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能などがある。

●コジェネレーション

熱と電力を同時に供給する熱電供給システムで、具体的にはガスや灯油・重油を燃やし、タービンやエンジンを回して発電し、排熱で暖房や給湯を行う設備。

●国際エネルギースターロゴ

日米政府が認証する環境ラベリング制度である国際エネルギースタープログラムに基づき、一定の省エネ基準を満たした製品につけられるロゴのこと。コンピュータ、ディスプレイなどのオフィス機器 7 品目について、待機時におけるエネルギー消費量の抑制を主眼に基準を定めている。

●国連環境開発会議（地球サミット）

正式名称は、「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）」。地球環境問題に世界の目を初めて向けさせた「国連人間環境会議」（昭和 47（1972）年ストックホルム）の 20 周年を記念して平成 4（1992）年、リオデジャネイロで開催され、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「リオ宣言」などが合意された。

【サ行】

●自動照度調節

昼光センサーで昼光を測定し、測定データをもとに照明器具の点滅を設定パターンに応じ制御すること。点灯、減光（消灯）を自動的に行うことで適正照度を確保する。

●自動水洗

電氣的制御により自動的に開閉できる水洗のこと。

●省エネ性マーク

国の省エネラベリング制度に基づき、一定の省エネルギー基準を満たした家電製品につけられるマークのこと。省エネ基準達成率が 100% 以上の家電製品には緑色のマークが、100% 未満のものにはオレンジ色のマークが表示される。

●人感センサー

赤外線などを利用し、周囲と温度差がある人間の動きを感知して照明の点灯・消灯などを行う装置のこと。

●新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において「新エネルギー利用等」として規定されており「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱などが該当する。

●全球平均地上気温

地球全体の地上気温を平均したもの。なお、地上気温は世界気象機関の規則により、地上から 1.25～2.0m の高さで、温度計を直接外気に当てないようにして測定する。

【タ行】

●低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車や天然ガス自動車などがある。

●締約国会議（Conference of Parties、COP）

気候変動枠組条約の締約国によって開催される会議の中の最高意思決定機関のこと。各締約国、特に先進国の排出削減計画や実施状況の検証、新たな仕組みの確立などが話し合われる。京都議定書が採択されたのもこの締約国会議である。

●庁内 LAN（Local Area Network）

より対線や同軸ケーブル、光ファイバーなどを使って、庁内にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。

●特定規模電気事業者（PPS：Power Producer and Supplier）

大量の電力を消費する企業や工場などに電力を供給する、一般電気事業者以外の電力供給事業者のこと。

【ハ行】

●ハイドロフルオロカーボン

フロン的一种で、炭化水素のフッ素置換体類の総称。オゾン層を破壊しない代替フロンとして用いられてきたが、温室効果ガスであることが判明し、京都議定書で二酸化炭素と並び排出抑制対象とされた。

●PDCA サイクル

品質改善や、業務改善活動などで活用されるマネジメント手法のひとつ。「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを繰り返し実施していくもの。

2 地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

地球温暖化対策の推進に関する法律より抜粋

（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

最終改正：平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見

に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量
- 三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 四 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（京都議定書目標達成計画）

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

- 2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
 - 二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
 - 三 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 四 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
 - 五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
 - 六 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
 - 七 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
 - 八 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(国及び地方公共団体の施策)

- 第二十条** 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十条の三** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
 - 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 前計画と本計画との関係

平成 19 年 3 月に策定した前計画「第二次昭島市地球温暖化対策実行計画」と本計画「第三次昭島市地球温暖化対策実行計画」との関係及び概要を示します。

	前 計 画 (第二次昭島市地球温暖化対策実行計画)	本 計 画 (第三次昭島市地球温暖化対策実行計画)
基準年度	平成 16 年度	平成 16 年度
目標年度	平成 24 年度	平成 33 年度
計画期間	平成 19 年度～平成 24 年度：6 年間	平成 25 年度～平成 33 年度：9 年間
目標値	平成 16 年度比で 6 %減	平成 16 年度比で 15%減
計画の 対象物資	・ 二酸化炭素 ・ メタン ・ 一酸化二窒素 ・ ハイドロフルオロカーボン	・ 二酸化炭素 ・ メタン ・ 一酸化二窒素 ・ ハイドロフルオロカーボン
計画の 範囲	本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務・事業 (平成 16 年度当初に存在した施設)	本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務・事業
使用係数	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成 18 年 3 月 24 日 一部改正）の排出係数	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成 22 年 3 月 3 日 一部改正）の排出係数 ※ただし、電気の排出係数は上記に加え、P21 のとおり 0.382kg-CO ₂ /kWh も使用する。

4 昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための庁内体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置)

第2条 地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に関して必要な事項を審議するため、昭島市庁内地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長（総括担当）を、副本部長は副市長（特命担当）及び教育長をもって充てる。

3 本部員は部長相当職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部の会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の設置)

第6条 本部の下に昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に関する必要な事項について調査、検討し、その結果を本部に報告すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に必要な職員研修を計画し、実施すること。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、環境部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、委員会を総理し、委員会の議長となる。

2 委員会に副委員長を置く。

3 副委員長は委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチームの設置)

第10条 委員会の下に次に掲げるプロジェクトチームを置き、職員のうちから委員長が指名する委員をもって組織する。

- (1) プログラム策定プロジェクトチーム 2人以内
 - (2) 計画書策定プロジェクトチーム 6人以内
- 2 プロジェクトチームは、それぞれ次に掲げる事項を検討し、その経過及び結果を委員長が定める期日までに委員会に報告するものとする。

(1) プログラム策定プロジェクトチーム

- ア 各課の電気、施設燃料及び庁用車の使用量の集計システムの見直し
- イ 二酸化炭素排出量への換算方法

(2) 計画書策定プロジェクトチーム

- ア 温室効果ガスの削減目標の見直し
- イ 地球温暖化対策実行計画の推進に当たってのISO14001環境マネジメントシステムの活用方法

(地球温暖化対策推進員の設置)

第11条 委員会の下に地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の内容を職員に周知、徹底すること。
 - (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況を点検、把握して委員会に報告すること。
 - (3) 地球温暖化対策の推進に関する職員の意見、要望その他の情報を委員会に報告すること。
- 2 推進員は、課長相当職にある者をもって充てる。

(庶務)

第12条 本部、委員会及び推進員に関する庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地球温暖化対策の庁内推進体制及びその運営について必要な事項は、本部に諮って本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
(昭島市庁内エコプラン推進委員会要綱の廃止)
- 2 昭島市庁内エコプラン推進委員会要綱は、廃止する。
(昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会要綱の廃止)
- 3 昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

1	総務部長
2	水道部長
3	企画部企画政策室長
4	総務部契約管財課長
5	市民部市民課長
6	保健福祉部生活福祉課長
7	子ども家庭部子育て支援課長
8	都市整備部管理課長
9	都市計画部都市計画課長
10	学校教育部庶務課長
11	生涯学習部社会教育課長
12	議会事務局次長

5 昭島市地球温暖化対策実行計画の改定までの経過

(1) プロジェクトチーム検討会開催経過

	日 時	区 分	議 題
第1回	平成24年6月1日	計画 プログラム	- プロジェクトチームの役割分担について - 第二次地球温暖化対策実行計画の取り組み状況について - 削減目標について - 計画策定の概要及び今後の日程について
第2回	平成24年9月7日	計画	- 目標値の設定について - 第1章～第3章について
第3回	平成24年10月29日	計画	- 第三次地球温暖化対策実行計画（素案）について - 庁内パブリックコメントの実施について
第4回	平成24年11月28日	プログラム	集計プログラムについて
第5回	平成25年1月29日	計画 プログラム	- 庁内パブリックコメントの集計結果について - 集計プログラムの運用方法について

(2) 昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会及び本部の開催経過

	日 時	議 題
第1回	委員会：平成24年5月7日 本 部：平成24年5月10日	- 実行計画の策定について - プロジェクトチームについて
第2回	委員会：平成24年7月10日 本 部：平成24年7月19日	プロジェクトチームの検討経過について
第3回	委員会：平成24年11月1日 本 部：平成24年11月8日	第三次地球温暖化対策実行計画（素案）について
第4回	委員会：平成25年2月5日 本 部：平成25年2月7日	- 庁内パブリックコメントの集計結果について - 第三次地球温暖化対策実行計画（案）について

(3) 庁内パブリックコメントの結果

- ① 募集期間：平成 24 年 12 月 17 日～平成 25 年 1 月 11 日
- ② 意見数：13 件（5 名）
- ③ 募集意見の内容：次ページのとおり

【庁内パブリックコメントの主旨及び回答】

No.	コメントの概要	回 答
1	該当箇所：6 ページ ◆日本の温室効果ガスの種類別排出量(表) 意見：① 二酸化炭素(CO2)欄でエネルギー起源と非エネルギー起源間の線が破線ではなく波線になっている。	ご意見のとおり、該当箇所のみ線が他のものと異なっていたため、破線に修正します。
2	該当箇所：6 ページ 平成 22(2010)年度の日本の温室ガス排出量は、12 億 5,800 万トンであり、エネルギー起源の二酸化炭素がその 89.3%と 9 割近くを占めています。 意見：二酸化炭素の分類でエネルギー起源と非エネルギー起源という言葉があるが、用語解説等でのようなものが該当するのか説明して欲しい。	エネルギー起源の二酸化炭素とは、石油や石炭を燃やして発電したり、ガソリンを消費して車を走らせたりして、エネルギーを生み出すために排出される二酸化炭素を指し、非エネルギー起源二酸化炭素はごみの焼却など、エネルギーを生み出さないで排出される二酸化炭素を指します。ご意見のとおり、一般的な用語ではないため、用語解説に加えます。
3	該当箇所：11 ページ ◆市域全体の温室効果ガス排出量の推移 意見：縦軸の単位がぼやけている。横軸の数字が小さい。	ご意見のとおり、縦軸の単位がぼやけており、横軸の数字が小さくなってしまっているため、表を見やすく修正します。
4	該当箇所：12 ページ 市施設における太陽光発電能力を平成 32 年度までに 200kW にすることを目標としています。 意見：目標値が現在値の 5 倍もあり、何を根拠にしたのか知りたい。	今後、新設の施設を中心に太陽光発電システムの具体的な導入計画もあることから、施策指標として目標に定めています。現在合計 40kW の太陽光発電が設置されており、平成 27 年度に 70kW とする中間目標は達成できる見込みです。
5	該当箇所：13 ページ ◆昭島市事務・事業における温室効果ガス排出量の推移(グラフ) 意見：縦軸数値に桁区切りがない。また、縦軸の開始位置を 5,000,000 位にしたほうが見やすいと思う。	ご意見のとおり、縦軸数値に桁区切りがなく、数字が見難くなっていました。また、縦軸の開始位置を変更した方が、増減が目立つようになるため表を修正します。

6	該当箇所：30 ページ ◆会議室等の照明の適正使用、エレベーターの適正使用 意見：少人数の利用に限らず、窓からの採光を利用し、十分な照度が確保できれば消灯することが可能かと思う。また日当たりのいい諸室で実行可能なため、会議室に限らず、「天候を考慮した、照明の適正利用」の方が妥当だと思う。	ご意見のとおり、使用する場所や人数に限らず、照明の使用を最小限かつ適切に行っていただくことが重要であるため、「当日の天候を考慮し、窓からの採光により十分な照度が確保できる場合は照明を使用しません。」に表現を変更します。合わせて、タイトルを「天候等を考慮した照明の適正使用、エレベーターの適正使用」に変更します。
7	該当箇所：30 ページ □複数台設置(併設) されているエレベーターの稼働については、1 基とします。 意見：本庁舎のエレベーターを1 台しか稼働しないという意味にとれるため、表現を変更して欲しい。	複数台設置（併設）とは、並んで設置してあるものを想定していますが、ご意見を踏まえて「複数台設置（併設）されているエレベーター」から「2 台並んで設置してあるエレベーター」に表現を変更します。
8	該当箇所：32 ページ パワーポイント 意見：製品名なのでプレゼンテーション用ソフトと表現を改めた方がよい。	Microsoft の office については、多くの企業で一般的に使われており、製品名を表記してもこの企業を利することには繋がらないと考えて、旧計画でもこの表記を使用しています。しかし、ご意見を踏まえ、また、パワーポイントに限定する必要性もないことから「プレゼンテーション用ソフト」に表現を変更します。
9	該当箇所：34 ページ 地下集積所に排出された可燃物・プラスチック・不燃物・その他資源を清掃業務委託従事者が分別→清掃センターが回収。 意見：清掃業務については、清掃センター及び委託従事者が回収することになる。よって、「清掃センターが回収。」を「清掃センター及び清掃業務委託従事者が回収。」と改めて欲しい。	ご意見を踏まえ「三次分別 地下集積所に排出された可燃物・プラスチック・不燃物・その他資源を清掃業務委託従事者が分別→清掃センターが回収。」を「三次分別 地下集積所に排出された可燃物・プラスチック・不燃物・その他資源を庁舎の清掃業務委託従事者が分別→清掃センター及び清掃業務委託従事者が回収。」に表現を変更します。
10	該当箇所：40 ページ Excel 意見：製品名なので表計算ソフトと表現を改めた方がよい。	ご意見を踏まえ、「集計システムが Excel の新しいバージョンに対応できない等の問題点があり」を「集計システムで使用するソフトの新しいバージョンに対応できない等の問題点があり」に表現を変更します。

11	該当箇所：40 ページ 運用管理の関係帳票類「温室効果ガス算定用入力シート」 意見：シートの「他人から供給された電気の使用」欄について記載が東京電力とエネットになっているが、今後 PPS 事業者が変更、もしくは増えることも予想されるため、本項目についてはエネットではなく、PPS 事業者等の区分で良いと思う。	現在市では、東京電力及びエネットから電気の供給を受けています。エネットは、特定規模電気事業者（PPS：Power Producer and Supplier）で、PPS 事業者は複数存在します。ご意見のとおり、今後契約する PPS 事業者が変更されることも考えられるため、入力シートは「エネット」ではなく「PPS 事業者」に表記を変更します。なお、年度内に複数の PPS 事業者との契約も想定されるため、運用上は PPS 事業者名を記入して行います。
12	該当箇所：全体 単位の kg-CO₂ について 意見：kg-CO₂ は普段目にしない単位なので説明が欲しい。	kg-CO₂ とは温室効果ガスの重さの単位で、温室効果ガスの重さを二酸化炭素の重さに換算したのですが、ご意見を踏まえ用語解説に加えます。
13	該当箇所：全体 単位のリットルについて 意見：体積の単位のリットルの記号は大文字の L ではなくて小文字の l か ㍓ ではないか。	リットルの表記については、諸説ありますが、産業技術総合研究所やアメリカ標準技術局（NIST）では、大文字の L を使用することを推奨しています。日本では l が用いられることも多いですが、国際標準化機構（ISO）ではこの記号を正式なものとみなしていません。また小文字の l は数字の 1 と似ており、わかりにくくなってしまうです。よってリットルの記号は大文字の L を使用します。

(4) 環境審議会からの意見

No.	コメントの概要	回 答
1	意見：事務事業編と昨年策定した区域施策編の進捗をどう合わせていくのか教えてほしい。また、その関係性についても知りたい。	区域施策編では、市域全体の温室効果ガス排出削減量を 15%と定めています。この削減量の中に含まれる、事業所における二酸化炭素削減量には、市役所も 1 事業者として削減を達成する義務を負っています。それとともに、行政として率先して目標を達成する役割も負っています。したがって、事務事業編については、昭島市環境マネジメントシステムの仕組みを利用し、確実に削減を達成すると共に、区域施策編については、昭島市環境審議会において、進捗状況の確認を行い、他の事業所の削減量と併せて市の事務事業における削減量の報告も行い、取組を推進していきます。

2	意見：電気の二酸化炭素排出量係数について。今後同じだけの電気使用量でも係数が上がれば排出量が増えていくことになる。目標値も踏まえてこの状況をどう見るか。	東京電力の電気の二酸化炭素排出量係数につきましては、昨年の東日本大震災の影響で原子力発電所が停止したことから上昇しており、今後も上昇する可能性は十分にあります。それに対し、PPS 事業者は原発に依存していないため、今後も係数の変動が少ないことが予想されます。市施設については、積極的に PPS 事業者の電力導入に努めるとともに、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入を推進すること、またカーボン・オフセット事業の実施などにより、目標値の達成を目指したいと思います。
3	意見：率先行動計画の中に、現在まで取り組んできた温室効果ガス削減対策の中で、効果的な事例があれば、それを盛り込んだほうがよいのでは。	東日本大震災における電力制限の際、照明の間引きを行い非常に大きな効果がありました。この対策について、ご意見を踏まえて率先行動計画に追加します。また、効果的な事例については、昭島市 EMS を運用する中で出てくることもあり、そういう事例は EMS で周知し取組の参考としています。
4	意見：市役所の取組を市民にアピールすれば、家庭での意識啓発に結びつくと思う。推進体制のなかでは、「昭島市の環境」や広報、ホームページにて公表するとなっているが、実践的な取組の詳細についても公表し、市民にアピールしてもらいたい。	市の取組を公表することで、家庭等での意識啓発に結びつけることができれば、区域施策編の目標達成にも結び付いてきます。ここに記載された手段に限定することなく、環境緑花フェスティバルなどのイベントの活用、照明の間引きや消灯など目に見える活動も行っていきます。

(5) プロジェクトチームリスト

分 野	所 属	氏 名
プログラム作成	総務部職員課 市民部課税課	安藤 基也 鉦 隆
計画書策定	総務部契約管財課 総務部防災課 環境部清掃センター 都市整備部交通安全係 水道部業務課 学校教育部学校庶務課	真島 智文 川又 正幸 佐々 和徳 光畑 辰弘 富嶋 好美 櫻井 健太

第三次昭島市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

—市職員によるエコ・アクションプラン—

平成 25 年 3 月発行

発 行 昭 島 市

編 集 環境部環境課

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

電話 042-544-5111

FAX 042-544-6440